

告 示

埼玉県告示第二十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第百三十九号及び第千五十五号により指定した区域の指定を次とおり一部解除する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類

ほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一條第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

講じられた汚染の除去等の措置

四 基準不適合土壤の掘削による除去

別図

